



Title	「ロシア共和国民法典」邦訳（3）
Author(s)	五十嵐, 清; IGARASHI, Kiyoshi; 佐保, 雅子 他
Citation	北大法学論集, 17(4), 135-166
Issue Date	1967-03-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16085">https://hdl.handle.net/2115/16085</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	17(4)_p135-166.pdf



「ロシア共和国民法典」邦訳 (3)

五十嵐清  
佐保雅子

おことわり

本稿は前二稿(第16巻第1号および第17巻第1号)にひきつゞきロシア共和国民法典の債権総則の部分を邦訳したものである。

解説は前稿と同じ解説書 O. C. Иоффе, Ю. К. Толстой: Новый Гражданский Кодекс РСФСР. (стр. стр. 181-250), および、おのたに出版された E. A. Флейшиц ред.: Научно-Практический Комментарий к ГК РСФСР. (стр. стр. 175-

269) によるもので、佐保が担当した。

第3編 債 権

I 債権総則

第15章 債務の発生

第158条 債務の概念およびその発生事由

① 債務の効果として、ある者(債務者)は、他の者(債権者)のためになす一定の行為、たとえば、財産の引渡、仕事の

完成、金銭の支払いもしくは一定の行為の不作為等を義務づけられ、債権者は、債務者にその債務の履行を請求する権利を有する。

② 債務は、契約または本法典第4条のさだめるその他の事由により発生する。

### 第159条 計画行為から発生する債務の内容

① 国民経済計画行為から直接に発生する債務の内容は、かかる行為により決定される。

② 計画課題にもとづいて締結される契約内容は、その課題に即応したものでなければならない。

### 第160条 契約の締結

① 契約は、当事者間において、それが方式を必要とする場合には、「当該の場合に」要求される方式により、あらゆる本質的項目についての合意が成立したときに締結されたものとみなされる。

② 以下のものが本質的「項目」である。法律により定型的に承認される契約項目または当該の種類の契約にとって不可欠とされる契約項目ならびに一方の当事者がそれに関連して申込をすることにより同意が成立せしめらるべきあらゆる項目。

③ 契約は、注文の履行の引受により締結され得る。法律によりさだめられた場合には、契約は、社会主義的機関相互間において、注文または指令の履行の引受により締結され得る。

### 第161条 契約の方式

① 各当事者が一定の方式における契約の締結を約した場合に、当該の型の契約についてその方式が法律により要求されていない場合においても、契約は約定の方式が付与されたときに締結されたものとみなされる。

② 法律または当事者の合意により、契約が書面の方式において締結されるべき場合には、契約は、当事者により署名された証書「Документ」の作成および発信人たる当事者により署名された書簡、電報、電話通信「Телефонограмма」等の交換によって締結され得る。

### 第162条 回答期限を付してなされた申込による契約の締結

契約締結の申込が回答期限を付してなされた場合には、契約は、申込をなした者が相手方から当該の期間内に申込受諾の回答を受領したときに締結されたものとみなされる。

### 第163条 回答期限を付することなくなされた申込による契約の締結

結

① 契約締結の申込が、口頭で、回答期限の指定「Назначенне」なくなされた場合には、契約は、相手方が申込者にたいして申込受諾の「意思を」直ちに「немедленно」表示したときに締結されたものとみなされる。

② かかる申込が書面の形式をもつてなされた場合には、契約は、申込受諾の回答が「回答をなすに」通常必要とされる相当な期間「срочен」内に受領されたときに締結されたものとみなされる。

#### 第164条 遅滞して受領された契約締結に関する合意の回答

遅滞して受領された契約締結の合意についての回答から「当該の」回答が適時に發送されたことが明白である場合には、回答は、申込者から相手方にたいして、回答が遅滞して受領された旨直ちに通知したときにのみ遅滞したものとみとめられる。かかる場合には、遅滞して受領された回答は、契約締結のあらたな申込とみなされる。

#### 第165条 他の条件による契約締結の合意に関する回答

① 申込まれた条件と異なる条件において契約を締結することに合意する旨の回答は、申込の拒絶であり、同時にあらたな申込とみとめられる。

② 国家的・協同組合的（コルホーズを除く）および他の社会的機関相互間の契約締結に際して、仲裁機関または第三者仲裁裁判所により解決されるべき「意思の」不一致が発生した場合に、本条の規定は適用されない。

#### 第166条 契約前の紛争の解決

① 国家的・協同組合的（コルホーズを除く）および他の社会的機関相互間において、当事者双方にとって拘束的である計画課題にもとづく契約の締結に際して発生した「意思の」不一致は、法律に別段のさだめのないかぎり、相当する仲裁機関（第三者仲裁裁判所）によって解決される。

② 上述の機関相互間において、当事者双方にとって拘束的である計画課題にはもとづかない契約の締結に際して発生した「意思の」不一致は、法律による特段のさだめまたは当事者の合意ある場合には、仲裁機関により解決され得る。

#### 第167条 第三者のためにする契約

① 第三者のためにする契約の履行は、契約締結者および履行（の効果）が帰属すべき「受益者たる」第三者がこれを請求することができる。ただし法律および契約により別段のさだめある場合および債務の本質に反する場合はこのかぎりでない。

料

資

② 第三者が契約によりさだめられた権利〔の享受〕を拒絶した場合には、契約締結者〔自身〕が、その権利を行使し得る。ただしその行使が法律および債務の本質に反する場合はこのかぎりでない。

## 第16章 債務の履行

### 第168条 総 則

① 債務は、適切に、約定期間内に、法律、計画行為および契約の表示するところにしたがい、かかる表示のない場合には、通常提起される要求にしたがい履行されなければならない。

② かかる場合において、当事者双方は、社会主義的国民経済にとって有益な方法によりその責任を遂行する義務を負い、相手方に対して、その責任の遂行のためにあらゆる助力を惜しまない義務を負う。

### 第169条 債務履行の一方的拒絶の禁止

債務履行の一方的拒絶および契約条件の一方的変更は許されない。ただし法律によりさだめられる場合はこのかぎりでない。

### 第170条 債務の一部履行

債権者は、債務の一部の履行を受領しない権利を有する。ただし、法律、計画行為および契約により別段のさだめのある場

合、債務の本質に反しない場合にはこのかぎりでない。

### 第171条 債務履行の第三者への賦課

① 契約から発生した債務の履行は、それが一定の規定によりさだめられる場合および当該の第三者が契約の一方当事者と行政上の従属関係または相当する契約関係にある場合には、その全部または一部を第三者に賦課することができる。

② 法律、契約または債務の本質から〔債務者〕に一身専属的な民事上の債務履行義務が発生しない場合には、債権者は、第三者により債務者のために提供された履行を受領しなければならない。

### 第172条 債務履行期間の不確定

① 債務履行の期間のさだめのない場合または〔履行期が〕請求のときとさだめられている場合には、債権者は任意のときに履行を請求することができる。

② 債権者は、法律、契約または債務の本質から遅滞なき履行義務が発生しない場合には、債権者による請求のなされた日から七日の期間内にかかる債務を履行しなければならない。

### 第173条 債務の期限前の履行

① 債権者は、期限前に債務の履行をすることができる。ただし、

法律または契約に別段のさだめのある場合および債務の本質に反する場合はこのかぎりではない。

② 国家的・協同組合的および社会的機関相互間における債務の期限前の履行は、法律または契約によりさだめられている場合および債権者の同意がある場合に許容される。

#### 第174条 債務履行地

履行地が、法律、契約または計画行為によりさだめられることなく、債務の本質からも明らかにされることない場合には、履行は以下の如くなされなければならない。

1. 建造物引渡債務について——建造物の所在地。

2. 金銭債務について（国家的・協同組合および社会的機関の金銭債務を除く）——債務発生時における債権者の住所地。ただし、債権者が債務の履行時までに住所を変更し、かつ、その旨債権者に通知した場合には、債権者の新住所地。〔後者の場合には〕履行地の移転にともなうすべての費用は債権者の負担とする。

3. 他のすべての債務について——債務者の住所地。ただし、債権者が法人の場合には、その所在地。

#### 第175条 金銭債務の通貨

① 金銭債務はソビエト連邦の通貨で表示され、支払われなければならない。

② 外国の通貨にする金銭債務の表示および支払いは、ソビエト連邦の立法によりさだめられる場合および手続においてのみ許容される。

#### 第176条 利息

金銭債務および他の債務についての利息は許されない。ただし信用施設の取引、外国貿易による債務および他の法律によりさだめられる場合にはこのかぎりでない。

#### 第177条 契約による双方的債務の履行

契約による双方的債務は、法律または契約により別段のさだめがなく、債務の本質に反しない場合には、同時に履行されなければならない。

#### 第178条 択一的債務の履行

二個または二個以上の行為の中から一個の行為の履行を義務づけられた債務者は、その選択権を有する。ただし法律または契約により別段のさだめのある場合および債務の本質に反する場合はこのかぎりでない。

#### 第179条 数人の債権者または数人の債務者の関与する債務の履行

数人の債権者または数人の債務者が債務に関与する場合には、法律または契約により別段のさだめのないかぎり、各債権者は履行を請求する権利を有し、各債務者は他の者と同一の割合において債務を履行すべき義務を負う。

### 第180条 連帯債務

連帯債務または連帯債権は、契約によりさだめられた場合または法律により規定された場合、とくに、債務の対象が不可分である場合に発生する。

### 第181条 債務者が連帯債務を負う場合の債権者の権利

① 債務者が連帯債務を負う場合には、債権者は、全債務者に対し同時に、また、各債務者に個別的に、債務の全部についても、その一部についても履行を請求する権利を有する。

② 連帯債務者の一人から十分な満足を受けなかった債権者は、残余の連帯債務者に対し、受領しなかった部分を請求することができる。

③ 連帯債務者は、債務が完全に償却されるまでは、債務者たる者とされる。

### 第182条 債権者の請求にたいする連帯債務者の抗弁

連帯債務の場合には、債務者は、他の債務者の債権者にたいす

る関係に当該債務者が関与していないときには、これを理由とする抗弁を債権者の請求にたいして提出し得ないものとする。

### 第183条 債務者の一人による連帯債務の履行

① 債務者の一人による連帯債務の完全な履行は、債権者にたいする残余の債務者の履行を免除する。

② 連帯債務を履行した債務者は、法律または契約により別段のさだめのない場合には、残余の債務者にたいし、自己の負担部分を除き平等な割合における求償を請求する権利を有する。残余の債務者の一人が連帯債務を履行した債務者にたいして支払わない部分は、当該債務者および残余の債務者が平等の割合で負担するものとする。

### 第184条 連帯債権

① 連帯債権の場合には、各連帯債権者は、債務者にたいし、全範囲の請求を提起する権利を有する。

② 債務者は、他の債権者の債務者にたいする関係に当該債権者が関与していないときには、これを理由とする抗弁を連帯債権者の一人の請求にたいして提出し得ないものとする。

③ 連帯債権者の一人にたいする債務の完全な履行は、残余の債権者にたいする債務者の履行を免除する。

④ 債権者から履行をうけた連帯債権者は、他の債権者によって受領さるべき部分を補償しなければならない。ただし、連帯債権者相互間の関係により別段のさだめある場合はこのかぎりでない。

### 第185条 債務の供託による金銭債務の履行

① 債権者が不在の場合、または、債権者による履行の受領忌避および他の期限徒過の場合、ならびに、行為無能力者たる債権者に代理人のない場合には、金銭債権者または有価証券の引渡債権者は、支払うべき金銭または引渡すべき有価証券を事務所へ供託する権利を有する。公証事務所は、これを債権者に通知するものとする。

② 金銭または有価証券の公証事務所への供託は、債務の履行とみなされる。

## 第17章 債務履行の保障

### 第186条 総 則

① 債務の履行は、法律または契約にしたがい、違約金（罰金、延滞利息）、担保および保証によって保障され得る。

② 前項によるほか、市民相互間または「当事者の一方が」市民である債務は手付金により、社会主義的機関相互間の債務は支

払保証 [「zaporuka」] により保障され得る。

### 第187条 違約金

① 違約金（罰金、延滞利息）と認められるのは、法律または契約によりさだめられ、債務者の債務不履行および不完全履行とくに履行遅滞の場合に、債権者にたいして債務者が支払うべき金銭である。

② 違約金（罰金、延滞利息）によって保障されるのは、有効な請求のみである。

③ 債権者は、債務者が債務不履行または不完全履行について責を負わない場合（第222条）には、違約金（罰金、延滞利息）の支払いを請求するを得ない。

### 第188条 違約金にかんする合意の方式

違約金にかんする合意は、書面の方式をもってなされなければならない。書面の方式の不遵守は、違約金（罰金、延滞利息）にかんする合意を無効とする。

### 第189条 違約金および損害（賠償）

① 債務の不履行または不完全履行につき違約金（罰金、延滞利息）のさだめのある場合には、損害は違約金（罰金、延滞利息）により填補されない部分につき補償される。

② 法律または契約により以下の場合をさだめることができる。

① 違約金（罰金、延滞利息）のみを執行することができ損害〔賠償金〕の執行がゆるされないと、違約金（罰金、延滞利息）をこえて、損害〔賠償金〕全額が執行され得るとき、債権者の選択により、違約金（罰金、延滞利息）、損害〔賠償金〕のいずれかが執行され得るとき。

### 第190条 違約金の減額

① 支払われるべき違約金（罰金、延滞利息）が、債権者の損害〔額〕に比して著しく高額である場合には、裁判所は、違約金（罰金、延滞利息）を減額することができる。この場合には、以下のことが注意されなければならない。債務者による債務の実行の程度。債務に関与する市民の財産状態。ひとり財産状態のみならず、参酌さるべき債権者の他のあらゆる利益。

② 仲裁機関または第三者仲裁裁判所は、特別な場合には、考慮に値する債務者および債権者の利益を参酌して、社会主義的機関に対して支払わらるべき違約金（罰金、延滞利息）を減額することができる。

### 第191条 違約金を支払った債務者の現物による債務履行義務

債務の履行遅滞および他の不完全履行の場合についてさだめ

られた違約金（罰金、延滞利息）の支払いは、債務者の現物による債務履行を免除するものではない。ただし、社会主義的機関相互間の債務の基礎たる計画課題が失効した場合にはこのかぎりではない。

### 第192条 担保

① 担保の効力により、債権者（担保権設定者）は、担保により保障されている債務の不履行が債務者にある場合には、ソビエト連邦の立法およびロシア共和国民事訴訟法典によりさだめられる例外を除き、他の債権者に優先して担保物の価格から満足を受けることができる。

② 担保により保障されるのは、有効な請求のみである。

③ 法律または契約により別段のさだめのないかぎり、担保は、履行遅滞により発生する利息、損害賠償金、違約金（罰金、延滞利息）および執行のための費用を含む範囲において、満足の時点における請求を保障する。

④ 担保は、契約または法律により発生する。

### 第193条 担保〔権〕設定者

担保〔権〕設定者たり得るのは債務者自身および第三者である。担保〔権〕設定者は、担保財産について所有権または業務

管理権を有していなければならない。

**第194条 担保の目的物**

① すべての財産は担保の目的物となり得る。ただし、本法典第98条、第101条および第104条により執行され得ないものはこのかぎりでない。

② 市営質屋により担保として受領され得ない物の一覧表は、勤労者代議員市ソビエト執行委員会によりさだめられる。

**第195条 担保権設定契約**

① 担保権設定契約中には、当事者の名称および住所地（所在地）、担保に供される財産の目録、評価および所在地、担保により保障される債務の本質、範囲および履行の期間が表示されなければならない。

② 担保権設定契約は、書面の形式で締結されなければならない。住宅についての担保権設定契約は、本法典第239条によりさだめられる形式で締結されなければならない。

③ 質屋における財産の入質は、質屋による質札の交付により形式化される。

④ 本条の規定の不遵守は、担保権設定契約の無効を招来する。

**第196条 担保財産の担保権者への引渡**

担保財産は、建造物を除き、法律または契約により別段のさだめのないかぎり、担保権者に引渡される。

**第197条 担保権の発生時期**

担保権は、住宅については契約の登録（第105条および第239条）のとき、他の財産については、当該財産の担保権者への引渡のときに発生する。ただし、法律または契約により財産が引渡さるべからざる場合には、契約締結のときに発生するものとする。

**第198条 担保財産の保有**

① 担保財産の引渡をうけた担保権者は、適正にこれを保有しなければならない。担保権者はその滅失または毀損が、自己の責によらずして発生したことを証明しない場合には、当該財産の保有につき責を負う。

② 質屋は、質権設定者の負担において担保として受領した財産につき、当該財産を担保として受領するに際して当事者の合意においてなされた評価により、ただし貴金属細工品については国家的標準価格により、その全額に対して保険を付さなければならない。

③ 担保権者は、担保財産を利用する権利を有しない。ただし、

料 法律または契約により別段のさだめある場合はこのかきりでは

ない。

## 資 第199条 担保財産の返還請求

担保権者または担保財産の占有を移転しない債務者(第198条)の占有を離脱した担保財産は、本法典第197条にしたがい、担保権者によりその返還を請求され得る。

## 第200条 担保権者による担保財産の執行

① 担保により保障される債務の債務者による不履行の場合には、債権者の請求の担保財産の価格からの満足は、法律により別段のさだめのない場合には、裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所の決定によりおこなわれる。

② 担保財産の売却から得られた〔売得金〕総額が、担保権者の請求を弁済するに足りない場合において、担保権者は、法律または契約により別段のさだめのないときには、債務者の他の財産から、担保権にもとづく優先権を行使することなく不足金額を受領する権利を有する。

③ 質屋において質物とされた財産により担保された貸付金があるためられた期間内に弁済されない場合には、質屋は、当該財産を一ヶ月の猶予期間の経過後、さだめられた評価(第195条)よ

り低廉ではない適正なる価格で、国家的・協同組合的機関に売却する。

④ 担保財産の滅失の場合において、当該財産に保険が付されているときは、担保権者は、保険金から優先的に満足をうける権利を有する。

## 第201条 担保権の消滅

① 担保権は以下の場合に消滅する。

1 担保により保障される債務の消滅の場合。

2 担保財産の滅失の場合。

3 担保権者による担保財産の所有権または業務管理権の取得の場合。

4 担保財産の強制的売却の場合。

住宅についての担保権の消滅にかんしては、利害関係人の請求により、当該住宅の担保権〔設定〕契約が登録される(第195条および第200条)登録簿中に、「その旨」記載されなければならない。

## 第202条 財産の他の所有者への移転の場合の担保権の存続

担保財産の所有権または業務管理権が担保権設定者から他の者へ移転した場合には、抵当権はその効力を存続する。

## 第203条 保証

① 保証契約により、保証人は、「被保証人たる」他人の債権者にたいして、その債務の全部または一部の履行を保障する義務を負う。

② 保証によって保障されるのは、有効な請求のみである。

③ 保証契約は、書面の形式をもってなされなければならない。

書面の形式の不遵守は、保証契約の無効を招来する。

## 第204条 保証人の責任

① 債務不履行の場合には、保証契約による別段のさだめのないかぎり、債務者および保証人は、債権者にたいして連帯債務者として責を負う。

② 保証人は、保証契約による別段のさだめのないかぎり、利息の支払、損害の賠償および違約金の支払を含めて、債務者と同一の範囲における責を負う。

③ 共同で保証をなした者は、保証契約による別段のさだめのないかぎり、債権者にたいして連帯して責を負う。

## 第205条 訴が提起された場合の保証人の権利および義務

① 保証人にたいして訴が提起された場合には、保証人は債務者を訴訟に参加させなければならない。

② 前項に違反した場合には、債務者は、保証人の求償権（請求）（第206条）にたいして、当該債務者が債権者にたいして有するすべての抗弁を提出する権利を有する。

③ 保証人は、債権者の請求に対して、債務者の提出し得るすべての抗弁を提出することができる。保証人は、債務者がその抗弁提出を拒否し、または、その債務を承認した場合においても、かかる抗弁についての権利を失わない。

## 第206条 債務を履行した保証人の権利

① 債務を履行した保証人には、当該債務にかんする債権者のすべての権利が移転する。

② 各保証人は、出捐した弁済金の限度で、債務者にたいして求償権を有する。

③ 保証人により債務が弁済された場合には、債権者は、保証人にたいして、債務者にたいする請求を認証する文書を交付し、当該の請求を理由あらしめる権利を移転しなければならない。

## 第207条 債務者による債務履行にかんする保証人への通知

保証により保障されている債務を履行した債務者は、保証人に、その旨、遅滞なく通知しなければならない。これに違反して「保証人により」債務が履行された場合には、保証人は債務

料 者に対する求償権を失わない。かかる場合には、債務者は、理

由なくして受領されたもののみを債権者から補償され得る。

## 資 第208条 保証の消滅

① 保証は、これによって保障されていた債務の消滅とともに消滅する。

② 保証は、債務の期限到来の日から三ヶ月以内に、債権者が保証人に対して訴を提起しない場合にも消滅する。債務の履行期間の明示がなく、または、請求の時とさだめられる場合には、別段の合意のないかぎり、保証人の責任は、保証契約締結の日から一ヶ年経過することにより消滅する。

## 第209条 手付金

① 手付金として認められるのは、契約締結の証明およびその履行の保障として、契約当事者の一方から相手方にたいして、契約により支払われるべきものの計算において交付される金員である。

② 手付金についての合意は、その額にかかわらず書面的方式でなされなければならない。

③ 契約不履行の場合において、手付金を交付した者に責があるときには、手付金は、相手方に留保されるものとする。契約不

履行の場合において、手付金を受領した者に責があるときには当該の者は、相手方にたいし、手付金の倍額を支払わなければならない。

④ 前三項の他、契約不履行に責を負うべき当事者は、契約による別段のさだめのないかぎり、相手方にたいし手付金額を算入して損害を賠償しなければならない。

## 第210条 支払保証 [Гарантия]

本法典第203条、第205条、第207条および第208条の規定は、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により別段のさだめのない場合には、一の機関から、他の機関の抵当権抹消の保障として交付される支払保証にも適用される。

## 第18章 請求権の譲渡および債務の移転

### 第211条 請求権の譲渡

① 債権者による請求権の他の者への移転は、〔当該の〕移転が法律または契約に違反せず、または〔当該の〕請求権が債権者に一身専属的なものでないかぎり許容される。

② 健康の侵害の誘発または死亡の原因となった損害の賠償にかんする請求権の移転は、これを許容されない。

③ 債務の履行を保障する権利は、請求権の取得者に移転する。  
第212条 請求権を譲渡した債権者の義務および責任

① 請求権を他の者に譲渡した債権者は、「譲受人」にたいして、請求権を認証する文書を交付しなければならない。

② 「譲渡人たる」第一の債権者は、「譲受人たる」新債権者にたいして、譲渡した請求権の無効につき責を負い債務者による当該の請求権の不履行につき責を負わないものとする。ただし、「譲渡人たる」第一の債権者が、「譲受人たる」新債権者にたいして債務者のために保証を引受けた場合はこのかぎりでない。

第213条 請求権譲渡にかんする通知 [Уведомление] のない場合における第一の債権者にたいする債務の履行

債権者がすでになされた請求権の譲渡につき通知をうけなかった場合には、第一の債権者にたいする債務の履行は適正な債権者にたいする履行とみなされる。

第214条 新債権者の請求にたいする債務者の抗弁

債権者は、請求権の譲渡にかんする通知の受領以前に第一の債権者にたいして有していたあらゆる抗弁を、新債権者の請求にたいして提出することができる。

第215条 債務の移転 [Перебор]

① 債務者による、自己の債務の他の者への移転は、債権者の同意ある場合のみ許容される。

② 「債務の引受人たる」新債務者は、債権者および第一の債務者の関係にもとづくあらゆる抗弁を債権者の請求に対して提出することができる。

③ 保証および第三者により設定された担保権は、保証人または担保権設定者が新債務者のため責を負うことにつき同意の〔意思を〕表示しない場合には、債務の移転とともに消滅する。

第216条 請求権の譲渡および債務の移転の形式

書面の方式をもってなされた法律行為にもとづく請求権の譲渡および債務の移転は、書面の形式によりなされなければならない。

### 第19章 債務違反に対する責任

第217条 特定物の引渡債務の不履行の効果

特定物を、所有、業務管理または利用のため債権者に移転する債務の不履行の場合には、債権者は、債務者に対して、当該の〔特定〕物を収去して引渡すことを請求する権利を有する。

この権利は、当該の〔特定〕物が、同種の権利を有する第三者に既に移転されているときには消滅する。当該の〔特定〕物の

引渡前においては、「二以上の」債権者のうち債務の発生〔の時期〕が早い者が優先権を有する。債務の発生〔の先後〕が決定されない場合には訴提起の先後による。

**第218条 一定の仕事を行なう債務者の不履行の効果**

一定の仕事を行なう債務者の不履行の場合には、債権者は、法律または契約による別段の定めのないかぎり、債務者の計算における当該の仕事の遂行または損害の賠償を請求することができる。

**第219条 債務者の損害賠償義務**

① 債務者による債務不履行または不完全履行の場合には、当該の債務者は債権者にたいして、惹起された損害を賠償する義務を負う。

② 損害とみとめられるのは、債権者によりなされた支出、その財産の喪失または毀損および債務が債権者によって履行された場合に債権者が受領したであろう利益である。

③ 債務不履行または不完全履行につき違約金（罰金、延滞利息）がさだめられている場合には、損害の賠償は本法典第180条の規定による。

**第220条 債務にもとづく責任の範囲の制限**

① 個別的種類の債務について、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により、債務履行または不完全履行にたいする責任の制限がさだめられ得る。

② 当該の種類の債務についての責任の範囲が、法律により厳密に「ТОЧНО」さだめられている場合には、その責任の制限に関する社会主義的機関相互間の合意は許容されない。

**第221条 損害を賠償した債務者の現物による債務履行の義務**

債務の不完全履行により惹起された損害の賠償は、債務者の現物による債務履行を免除するものではない。ただし、社会主義的機関相互間の債務の発生事由たる計画課題が失効した場合にはこのかぎりでない。

**第222条 債務違反の責任条件としての帰責事由** [BPHa]

債務を履行しなかった者または不完全に履行した者は、法律または契約にさだめる場合をのぞき、帰責事由（故意または過失）ある場合にのみ財産上の責任を負う。帰責事由の不存在は、債務に違反した者により証明されるものとする。

**第223条 第三者の行為にたいする債務者の責任**

ソビエト連邦またはロシア共和国の立法により履行者が責任を直接に負う旨規定されていない場合には、債務者は、履行義務

務を課せられた第三者(第110条)の債務不履行または不完全履行につき責を負う。

#### 第224条 債権者の帰責事由

① 債務の不履行または不完全履行につき両当事者に帰責事由ある場合には、裁判所、調停または仲裁裁判所は、債務者の責任の範囲を相当に縮減することができる。債権者が故意または過失により「債務の」不履行または不完全履行により惹起された損害範囲の増大を助長し、または、「当該の損害の範囲」縮少のための措置を採らなかった場合には、裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所は、債務者の責任の範囲を縮減することができる。

② 本条の規定は、法律または契約により(第222条)債務者がその帰責事由「の有無」にかかわらず債務の不履行または不完全履行にたいして財産上の責任を負う場合にも適用される。

#### 第225条 債務者の履行遅滞 [「попоздка」]

① 履行を遅滞した債務者は、債権者にたいして、遅滞により惹起された損害および遅滞時に偶発的に到来した履行不能について責を負う。

② 履行が債務者の遅滞により債権者にとってその利益を「既に」

喪失した場合には、債権者は、履行の受領を拒絶し損害の賠償を請求することができる。社会主義的機関相互間においては、遅滞した履行の受領の拒絶は法律または契約によりさだめられた場合および条件によってのみ許容される。

③ 債務者は、その債務が債権者の遅滞(第220条)により履行され得ない間は、遅滞したものとみなされることはない。

#### 第226条 金銭債務にかんする債務者の「履行」遅滞

① 金銭債務の履行を遅滞した債務者は、法律または契約により別段の利息額のさだめない場合には、遅滞の継続中、遅滞額につき年三パーセントの利息を支払わなければならない。

② 社会主義的機関相互間における金銭債務については、債務者は、「遅滞の継続中」ソビエト連邦の立法によりさだめられる範囲において、日歩計算により利息を債権者にたいし支払わなければならない。

#### 第227条 債権者の「受領」遅滞

① 債権者は、債務者により提供された債務の本旨にしたがった「надлежущее」履行を拒絶した場合および債務者がその債務を履行するまでになすべき行為をなさなかった場合には、遅滞したものとみなされる。

料 ② 債権者は、本法典第228条にさだめる場合においても遅滞した

ものとみなされる。

資 ③ 債権者の遅滞により、債務者は遅滞により惹起された損害の

賠償についての権利を得るものとする。ただし、債権者が、〔

当該の〕遅滞が自己および法律または債権者の委任により履行

の受領につき義務を有する者の故意または過失により招来せし

められたものでないことを証明した場合にはこのかぎりではな

い。

④ 金銭債務にかんしては、債務者は、債権者の遅滞の継続中、

利息の支払義務を負わない。

## 第20章 債務の消滅

### 第228条 履行による債務の消滅

① 債務の本旨に従った体様においてなされた履行は債務を消滅

させる。

② 履行を受領した債権者は、債務者の請求により、履行の全部

または一部の受領にかんする領収証をこれに交付しなければな

らない。国家的・協同組合的および社会的機関相互間ならびに

かかる諸機関と市民の間における口頭の様式（第43条および第

44条第1項）によりなされた法律行為の履行の場合には、商品

または役務にたいして〔対価を〕支出した機関は、相手方から  
金銭の支払いおよびその理由を証する文書を受領しなければな  
らない。

③ 債務者が債務を証する借用証書を債権者にたいして交付して

いる場合には、履行を受領した債権者は、当該の借用証書を返

還しなければならぬ。ただし返還をなし得ない場合には、債

権者により交付される領収証にその旨記載されなければならぬ

い。領収証は、返還される借用証書の裏書をもって代替され得

る。別段の証明のないかぎり、債務者の手中に借用証書がある

ことは債務の消滅を証するものとされる。

### 第229条 相殺による債務の消滅

① 債務は、〔履行〕期の到来した、または〔履行〕期の表示の

ない、もしくは〔履行期が〕請求時とさだめられた同種の反対

請求権との相殺により消滅する。

② 相殺は一方当事者の意思表示〔заявление〕のみをもって足

りる。

### 第230条 相殺の禁止

以下の請求権の相殺はゆるされない。

1 〔当該請求権に関する〕訴訟時効が完成したもの。

2 健康の損傷または死亡を惹起せしめた損害の賠償請求権。

3 終身扶養(第233条)にかんする請求権。

4 法律によりさだめられたその他の場合の請求権。

第231条 請求権譲渡の場合の相殺

請求権譲渡(第211条)の場合において、債務者の請求権の「履行」期が到来したとき、もしくは、「当該請求権に」履行期の表示のないとき、または、「履行期が」請求時とさだめられているときは、債務者は、新債権者の請求にたいして、前債権者にたいする自己の請求をもって相殺することができ。

第232条 債務者と債権者の混同による債務の消滅

債務は、債務者と債権者の混同により消滅する。

第233条 当事者の合意による債務の消滅

① 債務は、当事者の合意、とくに、同一当事者間における一の債務と他の債務との更改「*zamenia*」にかんする合意により消滅する。

② 社会主義的機関相互間における当事者の合意による債務の消滅、とくに、他の債務との更改にかんする合意による消滅は、国民経済の計画行為に反しない場合にのみ許容される。

第234条 計画の変更にもなう債務の消滅または変更

社会主義的機関相互間における債務は、両当事者にたいし拘束力ある命令により「当該の」債務の基礎たる国民経済計画行為が変更した場合には、両当事者により一定の手続において消滅または変更されなければならない。

第235条 履行不能による債務の消滅

債務は、その履行不能が債務者に帰責事由なき事情(第222条)により招来された場合には、これにより消滅する。

第236条 市民の死亡または法人の解散による債務の消滅

① 債務は、その履行が債務者自身によらずしてなされ得ない場合には、債務者の死亡により消滅する。  
② 債務は、その履行が債権者自身のために「のみ」予定されている場合には、債権者の死亡により消滅する。  
③ 債務は(債務者または債権者たる)法人の解散により消滅する。

④ 解散した法人の債務の履行は、ソビエト連邦またはロシア共和国の立法により他の法人に課され得る。

解説

「基礎」第3篇第1章におさめられた六カ条の規定により、各共和国民法典の債権総則にかんする基本的法原則がしめされ

た。ロシア共和国民法典はこの原則にもとづき第158条から第236条までを債権総則に充てている。これは以下の六つの章にわけられている。第15章「債務の発生」第16章「債務の履行」第17章「債務履行の保障」第18章「請求権の譲渡および債務の移転」第19章「債務違反の責任」第20章「債務の消滅」。

したがって、ロシア共和国の新民法典は、「基礎」において包括的に規定された原則を、より詳細にかつ具体的ににしたものといふことができよう。

## 一、債務の発生

(a) 債務の発生事由 一九二二年民法典第109条は法律にさだめのある事由によつてのみ債務が発生するとしていた。これにたいする根本的修正が「基礎」第33条第2項および第4条によつて示された。すなわち、「基礎」によれば、計画行為による債務の発生が認められ、さらに、法律によるさだめのない場合でもこれに矛盾しない法律的行为が債務の発生事由とされているのである。

新民法典は、債権債務関係の発生事由としての計画行為の性格を補足的に規定するとどまる。計画行為が契約の形式を要求せず（たとえば輸出向生産物の納入契約の場合）、従つて内容の確定に当事者が全く関与しない場合には、国民経済計画行為によ

り、当事者間の債権債務関係がさだめられ、その内容までが決定されることになるのである（第159条）。

新民法典では第三篇が債務法に充てられ、第158条から第236条までがその総則の部分となっている。この部分について、以下の三つのことが注目されなければならない。まず第一に、体系上の問題である。新民法典は契約を独立させていた従来の編別を改めて、債務の発生、履行およびその保障、債権譲渡および債務の移転、債務違反の責任および債務の消滅という構成を採用した。旧民法典の構成は、ちょうど革命前に零細農民の耕地がいりまじつて存在した *репетловщина* のように、関連する規定が各章に分散していた。たとえば、履行不能に関する規定が一部は総則（第109条）にあり、一部は契約の章（第144条—第146条）にあるという具合であった。新民法典はこの点で、体系的によりすぐれたものであるといえよう。第二に、新民法典は、一九二二年民法典に規定されていたいくつかの法原則を廃止した。そのひとつはネツプ期に特有なもの（旧民法典第94条および第99条）であり、また他の例としては、実務上の必要性を欠くものがある。たとえば、旧民法典第144条—第146条は、履行不能につき、債務者の帰責事由の有無による効果を規定するものであった。これらの規定は、債務

違反の場合の責任要件にかんする総則の規定で十分にカバーし得るという理由で削除されている。さらに、連邦共和国の管轄外とされた関係を規制する規定も廃止された(たとえば流通商品にたいする担保権等にかんする旧民法典第105条a—p)。第三に、新民法典には、旧民法典が全く解決し得なかった問題または他の解釈を採っていた問題についての一般債務法上の規範が少なからず含まれている。このことは、債務の発生事由のひとつとして重要なものである契約について特に言い得ることなのである。

(b) 債務発生事由としての契約 「基礎」第34条の細則として新民法典は第100条第3項、第101条第2項および第102条—第105条において、契約締結の方法、形式および手続を規定した。

注文または指令の履行を引受けるという方法による契約の締結(第100条第3項)は全く新しい規定である。この方法は民法典が施行される以前から経済実務によって採用されており、また暫定的な立法措置もとられていた。特別な立法、たとえば一九六二年七月三十日のソビエト連邦閣僚会議令「企業および機関の資財・技術の確保のための生産物納入契約締結手続のよりいっそうの改善について」および一九六三年八月二二日令「国民消費財の納入契約締結手続のよりいっそうの改善について」によって規制され

るものを除き、通常の納入契約は指令の履行の引受により締結されていた。すなわち納入契約は、計画を立てた機関による指令が受けとられてから10日以内に両当事者の合意による補足意見が申立てられない限り締結されたものとみなされていた。新民法典第160条第3項はこの実務を規範化したものといえよう。

一九三二年民法典は、契約締結手続に関する交渉が行われる場合に、全契約当事者「Контрагент」が居合わせるときと、いずれかの当事者が欠けているときがあり得るとして、このそれぞれの場合について個々の規定していた(旧民法典第105条—第105条)。実際、この、当事者が居合わせ、または欠けているという特別な概念を決定しなければならないということはまことに不便なことであった。たとえば電話による連絡はどうか、いかなるものが隔地者間の契約であるのか、双方が直接に連絡し得る近距離の場合はどうかという問題が生じた。更にこの區別は、契約締結の申込が回答期限を付してなされた場合には実益のないものであった。なぜならばこの場合には居合わせなかつた者同志の交渉にかんしてさだめられた規定が適用されたからである。

新民法典はこの点を立法的に解決した。契約締結の申込が回答期限を付してなされた場合(第102条)とそれが付されなかつた場

料合（第103条）とに區別し、後者をさらに口頭でなされた場合（同

条第1項）と書面による場合（同条第2項）とにわけ、そのそれ

資  
それについて契約が締結されたものとみなされるための要件を規定したのである。更に新民法典第104条は契約締結申込みに対する承諾の回答が遅滞した場合について、これを新たな契約締結の申込とみなすという旧法にない規定を付加し、また、一方、回答が到達したときに契約が締結されたものとする旧民法典第104条を承継しなかった。この理由は新民法典第102条および第103条第2項から明らかであろう。

新民法典第107条は第三者のためにする契約にかんする規定である。第三者のための契約の履行については、契約当事者および受益者たる第三者のいずれもがこれを請求することができ、債務者はこの請求をなした者に対して弁済する義務を負う。この原則は従来も確立されてはいたが、一九二二年民法典第140条は、これを「第三者および契約当事者は」と規定していたために、文理上は、必ずしも当然の帰結とはいい得なかった。新民法典は、この点につき、解釈上、疑問の余地を残さないものである。

## 二、債務の履行

### (a) 債務履行手続にかんする根本原則 「基礎」第33条第3項

に則って、新民法典第108条第1項は、債務履行についての根本原則を定めている。

一九二二年民法典第108条第1項は、以下のように規定していた。「債務の目的物が種類物として特定されており、かつ選択権が契約の一方当事者および第三者にたいして法律または契約により規定されていない場合には、債務者は中程度以上の品質の物を引渡すべき義務を負う」。ところで、新民法典によればこの場合どうなるであろうか。債務者は、法律、計画行為および契約によるさだめのない場合には通常要求されることに従って履行しなければならぬのであり（新民法典第108条第1項）、したがって、旧民法典第108条第1項にさだめられていた場合についても、この原則が適用されることになる。旧民法典のこの規定は、種類物についてのみ妥当する規範を債務法の総則中に掲げたものとして不適当であるとされていたものである。

また新民法典第108条第2項が契約当事者双方にたいして債務履行の際の相互協力義務を課していることは注目に値しよう。この規定により各契約当事者は自己の債務の履行を社会主義的國民經濟にとつてもっとも経済的な方法で履行しなければならぬこととされている。この規定は債務法関係の分野にあらわれるすべて

の当事者に適用されるべき一般原則を示すものであり、とりわけ、社会主義的機関相互間の関係にたいして重要な意義を有するものである。たとえば納入された生産物の不足が発見され、それが受入地で補充され得るものであった場合には、生産物納入規定（第62節）により、受入側の当事者は、納入者の計算でその不足分を自ら補充することができる。この場合に、納入規定にさだめられてはいないが、受入れ側当事者は、補充のための費用を最少限度にとどめるようにあらゆる努力をほらなければならない。さもなければ、納入者から支払われるべき補償費の額を不当に超過せしめる結果になり、従って第108条第2項違反を構成する。

(b) 履行の主体 債務履行の第三者への賦課については、一九二二年民法典第119条第2項を「基礎」第38条第1項が承継し、これに従って新民法典は第111条第1項に同趣旨の規定を設けている。しかし、ここでひとつの問題が生ずる。すなわち債務者は一般規定によって第三者に自己の債務を賦課し得るのかそれとも特別に規定された場合のみそれができるのかという問題である。一九二二年民法典の規定はこの疑問に何等かたえてはいないし、「基礎」によっても完全な解答が得られたとは言いがたい。実際に「基礎」によってこの問題はある程度は解決された。つまり、たと

えば運輸規定のような現行の規定にもとづいているかぎり、第三者による債務の履行は何らの異議をも申立てられることはない。しかし、債務者によって、その債務者と行政上の服従関係にたつ機関が、第三者として債務を賦課せしめられる場合については、全く言及されていないのである。参加した各企業がそれぞれ法人格を保持して形成されたフィルムが上部の企業と行政上の服従関係にたつ場合に、上部企業が自己に課せられ、かつ契約によって方式化された計画課題を、フィルムを構成している下部企業にいかなる場合においても賦課せしめる権限を有するということは、ほとんどであり得ないことであろう。

より困難な場合として、債務者と第三者の間の契約による賦課がある。この場合には、債権者からの異議が生じ得るからである。この問題を解決するために、新民法典は「基礎」の規定を補充するものとして第117条第2項の規定を設けているのである。

(c) 履行期間および履行地 新民法典は第108条によって債務履行の根本原則を規定し、第112条で期間のさだめない債務につき請求の日から七日以内に履行されるべきであるとし、さらに第117条により双務契約による債務の同時履行の原則をさだめている。

これらのうち期間のさだめない場合についてのみ新法は旧法

料とは異なる表現を採用した。一九三二年民法第114条は「……債権

者による請求のなされた日から七日の猶予期間……」を債務者にたいして認めており、したがってこの期間中は債務者の履行義務

が発生しないものと解釈される余地を残していた。これにたいして新法は「猶予」を削除して債務者による七日以内の履行を義務づけた。したがって、本条違反に対しては、ただちに履行遅滞の

効果が発生する。

また期限前履行についても一九三二年民法典とは異なる規定が設けられた(第113条)。これは金銭債務の利息については、第116条により直接さだめられたために、紛争の生ずる余地がなくなつたという理由によるものである。

ところで、従来、社会主義的機関相互間における債務の期限前履行については、それが債権者の権利を書し得る可能性については全く考慮されずに、法律上許容されていたのみならずおおいに奨励される傾向にあった。実際に、たとえば納入者により原材料が期限内に納入されたために受入れ機関が自己の生産高を計画した以上に達成するという利益を得るような好ましい結果が導かれることも稀ではないであろう。しかし、受け入れ機関が綿密な計画にもとづいて生産工程を組立ている場合には、たとえば納入さ

れた原材料の保存費用などのような予想外の出捐を余儀なくされるという損害を蒙ることもあり得るのである。新民法典第113条第2項が、社会主義的機関相互間にあるのは、債務の期限前履行には債権者の同意を必要とする旨規定したのは、この点について考慮を払った結果である。

債務の履行地については新民法典第114条がこれをさだめている。履行地が、法律、契約または計画行為(これは一九三二年民法典では考慮されていなかった。)によりさだめられておらず、また債務の本質からも明らかでないときには本条第1号―第3号に列挙されるところに従う。

(d) 履行の方法 履行の一方的拒絶および条件の一方的変更は禁止され(第111条)、債権者は一部履行を受領しない権利を有し(第110条本文)、択一的債務の場合には、債務者は、その選択権を有する(第113条本文)。

ところで、金銭債務とその履行については、第115条、第116条および第118条がその規範を示している。一九三二年民法典第110条は、契約による利息加算を許容していたばかりでなく、何等かの理由で契約中に利率がさだめられなかった場合には年六%とするとして規定していた。社会主義的勝利にともない、ソビエト連邦にお

いては、たとえ法律がその可能性を残していたとしても、市民間の契約において利息加算をさだめることが道徳的正当性を有し得る場合は全くなくなっていたと言つてよいであらう。そこで、旧民法の規定は根本的に変革されたのである。利息は、新民法典により、信用施設の取引、外国貿易上の債務および法律によりさだめられた場合を除き、全くゆるされないことになった(第176条)。

(e) 現実的履行の原則 ソビエト社会における計画経済主義の進展に伴つて、債務の現実的履行(現物履行の原則)の意義は、ますます増大し強化された。資本の蓄積は、それが全社会的な富の増加を反映するときのみ意義を有するという社会主義経済体制によつて生み出されたこの原則は、立法により漸進的に制度化されたものであり、そのことがまた経済実務にも調停および裁判実務にも徐々に浸透して行つた。まず30年代のはじめに、この原則は生産物納入契約をめぐる関係について確立され、その後、戦前において、すでに社会主義的機関相互間における計画上の債務にまで拡大され、ついで、市民が関与する計画外の法律関係にまでおよぶにいたつた。

「基礎」の公布とともに、この原則は、法規範としてたかめられ、形式上も完成をみるにいたつたのである。債務の当事者のい

ずれかによる当該の債務の違反が発生しない段階では、この原則は、当事者双方を拘束する効果を有する。すなわち債務者は自己の債務の履行を拒んでではなく、債権者は提供された履行の受領を拒絶する権利を有しない。債務者による違反が発生した後において、この原則は、ある場合にはこの双方向的拘束力を持続し、ある場合には一面的な拘束力を有するだけとなる。すなわち、前者は双方が計画課題にもとづく法律関係の当事者たる場合であり、この場合には、債権者にも契約を解除する権利が発生しないのである。したがつて後者の場合は、計画外の法律関係にかぎられることになる。

このように、現実的履行の原則は、当該の法律関係が、計画上のものであるか計画外のものであるかによつて異つた効果をもたらす。当事者双方が名宛人となつている計画上の債務は、一方による違反があつたとしても履行されなければならない。この場合に、債権者は、当該の債務が、消滅したものとみなしてはならないのである。すなわち、相手方たる機関との関係では、当該の債務は、債権者の側に移転し、債権者は計画を遂行する責任を負わねばならず、その責任において当該の債務にもとづく履行を要求し、かつ、受領する。計画上の債務はこのような特殊な原則によ

り規制される。ところで、違反行為が、長期にわたり、債務発生  
の基礎となった計画課題の継続期間をこえるということもあり得  
ないことではない、このような場合に、計画上の債務のもう一方  
の特徴が、あきらかとなる。すなわち、計画課題が、その意義を  
完全に失うまでは、債務はどんな場合でも履行されなければなら  
ない。そして、課題の意義が完全に失われたときには、両当事者  
はたとえその合意によっても債務を履行する権利を有しない。こ  
のような合意は、計画にもとづく社会主義的機関相互間の経済関  
係にかんする原則に違反するものとされるのである。

現実的履行の原則の、上述のような特殊な効力は、債務法上の  
個々の種類の法律関係の型によって、さまざまに変更され得る。

たとえば、納入契約に関する立法が、計画行為およびそれに関連  
して締結された納入契約の効力の継続中にもかかわらず、一経済  
年度終了前において、商品の一部の受領の拒絶を、一定の条件の  
遵守のもとで、買主にみとめることがあるのがその例である。し  
かし、個々の種類の債務における現実的履行原則の個々の効果  
は、当該の債務の個別の特異性を反映しているにとどまるのであ  
り、これに対して、債権総則中の諸規定および現実的履行原則  
は、すべての場合に妥当されるべき根本的原則を示すものである

ということには特に注意されなければならない。かくして、この原  
則は「基礎」第33条第4項および第36条第6項の示すように定式  
化されるにいたつたのである。

新民法典はこの二方をうけて三個の法条、すなわち第101条第  
10条および第112条をこの原則にかんする規定に充てている。

### 三、債務履行の保障

(a) 違約金 一九二二年民法典第114条は「違約金とは……契約  
当事者の一方が……相手方にたいして、契約により支払うことを  
義務づけられている金員またはこれにかわる財産的価値を有する  
他のもの」と定義づけていた。したがって、当事者の意思の合致  
が前提とされ、それ故に違約金は契約によりさだめられるひとつ  
の条件としてのみ性格づけられていた。ところが実際には、経済  
計画化の長足な発展の結果として、社会主義的機関相互間にあつ  
ては、しばしば、規範としての拘束力を有する計画行為によって  
その活動が規制されることとなり、違約金についても、契約とい  
う方式を採ったと否とをとわず計画行為によりさだめられること  
が多くなつた。このような性質の違約金は、旧民法典の立法当時  
には予想し得なかつたものであつた。

新民法典は第101条第1項においてこれを次のように改正してい

る。すなわち違約金は、(1)法律または契約によりさだめられ、(2)金額をもって表示され、(3)債務者による債務不履行または不完全履行および履行を遅滞した場合に支払われるものとしていのである。さらに違約金にかんする合意は書面の方式によらねばならず(第188条前段)、この方式の不遵守は合意を無効とする(同条後段)旨の規定も付加している。違約金が法律によりさだめられる場合には、必ずしも書面の形式が要求されないことは注意すべきことである。たとえば当該の債務が、計画行為により直接発生する場合などがその例である。違約金は、その性質上、それによって保障される債権の効力の有無により、その運命が左右されるのは当然のことである。たとえば、生産物納入契約が、その前提となるべき計画上の必要性なくして締結された場合には、違約金の支払請求はゆるぎない。

一九二二年民法典第142条と同様に、新民法典第190条は、違約金の額と債権者の損害額との不均衡が生じた場合における違約金の減額について規定している。この規定によれば、債務者の申立は要件となっておらず、従って裁判所は、全くそのイニシアティブにより減額し得るのである。なお、減額にあたって考慮すべき事情として「全契約当事者の財産状態」ではなく「債務に関与する

市民の財産状態」のみがあげられている(第190条第1項)ことは注意しなければならない。

第190条第2項により、社会主義的機関に支払われるべき違約金の減額が、特別に規定されている。本項の適用にあたっては、これが全く例外的なものであるということが強調されなければならない。さもなければ、社会主義的機関相互間において保障されるべき経済計画主義の強化および契約の原則がくずされるおそれがあるからである。

(b) 担保権 新民法典第192条―第202条は担保権に関する規定である。第192条は一般規定であるが、これは一九二二年民法典第88条、第88条第2条および第95条を総括したものである。旧法の諸規定と異なり、ここでは一担保権により保障される請求の範囲が、法律または特約により増加または縮減される可能性を示している。

一九五四年八月二十一日のソビエト連邦閣僚会議令「ソビエト国営銀行の任務と役割について」により、被担保債権が各グループにわけられ、各グループ間の優先弁済権の先後がさだめられた。ロシア共和国民事訴訟法典には第419条―第426条に同様の規定がある。これによれば第一グループに属するものとしては、労働者の

貸金およびこれに相当する対価の支払請求権、社会保険料の支払請求権などがある。第41条にしたがい、国営信用施設の有する担保権は第一グループの債権について第二順位となり、他の担保権はさらに後順位となる。

法律または契約により別段のさだめない場合には、建造物以外の担保物は担保権者に引渡される（第196条）。したがって、担保権の発生の時期は、法律または特約ある場合には担保権設定契約締結時であるが、原則として担保物引渡時となる（第197条）。

これは、新民法典が所有権の発生時期を契約締結のときとせず物の引渡のとき（第135条参照）としているのと軌を一にするものである。担保権者および債権者には、担保物および質物にたいする保管義務が課せられる（第198条）。

(c) 支払保証 [Забавка] 保証についてさだめる第203条—第208条の諸規定のうち第203条（保証契約）、第205条（保証人の訴訟上の権利義務）第207条（債務者による弁済についての保証人に対する通知）第208条（保証の消滅）が、第210条により支払保証にも適用されることになる。

支払保証とは、銀行貸付の際、融資をうける社会主義的機関の上級機関によって銀行にたいしてなされる保証であり、特殊社会

主義的な債務履行の担保方法である。一九五四年八月二十一日のソビエト閣僚会議令「ソビエト国営銀行の役割および任務について」、ソビエト連邦国営銀行の定款第27条および第67条Bおよびソビエト連邦国有銀行の定款第36条Bによって、社会主義的機関に対する銀行貸付金については、特別な制度によるクレジットの設定の場合およびこの制度にはよらないが流動資金の不足分の手当としての貸付金の場合の担保として、支払保証の方法が採られることになった。

支払保証は、債権者にたいして、債務者の債務の履行につき、第三者が責を負うという点で、通常の保証制度と類似しているといふことができる。しかし、以下の諸点において、このふたつの制度が、その目的を異にするものであることが明らかになるであろう。(i) 保証はいかなる者の債務についても契約され得る。これに対して支払保証は、社会主義的機関の債務のみをその対象とする。(ii) あらゆる市民および法人が保証人となることが出来る。

しかし、支払保証をなし得るのは、債務者たる社会主義的機関の上級機関のみである。(iii) 保証は、契約により、債務者の債務の全部または一部について与えることができる。支払保証は、債務者たる機関の自己資金（流動資金）の不足分に相当する額につい

てのみなされるのである。(二) 保証人および債務者は、債権者にたいして、原則として連帯債務者たる地位を有する(第204条)保証契約により直接にその旨がさだめられたときにはのみ、保証人は債務者の補助者たる地位にたつ。これにたいして、支払保証をなした上級機関は、原則として債務者たる機関の補助者たる地位にある。(三) 債務を履行した保証人は、被保証人たる債務者にたいして債権者たる地位を獲得する(第206条)。しかし支払保証をなした上級機関は、たとえ債権者にたいする債務を履行しても、それを求償する権利を有しない。上級機関は下級機関にたいして、その財政状態の改善に協力し、それを指導する任務を有するからである。第210条が保証人の求償権を規定した第206条の支払保証への適用を除外しているのはこのためである。

ただし、種々の法令で〈Ларантия〉の語が用いられている場合に、必ずしもそのすべてがここでいう支払保証ではないということは注意されなければならない。たとえば一九四〇年五月五日ソビエト人民委員会議令第七節には、国家から協同組合的機関に配布された企業、建造物および営造物の時宜をえた支払について、上級の協同組合連合体が Ларантия の責を負うという規定がある。これは、たしかに社会的機関相互間の関係であり、しかも

上部機関が Ларантия を与えるという点で支払保証と形式上はかわらない。しかし、この場合には、上級の協同組合連合体は、債権者に対し債務者と連帯して責を負うのであり、また下部の協同組合にたいし求償権をも保持するのである。従って、これは支払保証というよりはむしろ当該の協同組合とその上級の協同組合連合体を当事者とする保証契約関係といふべきであろう。

#### 四、請求権の譲渡および債務の承継

新民法典では第18章(第211条—第216条)が、請求権譲渡および債務の承継にあてられている。ここにおさめられた諸規定は一九二二年民法典の規定をそのまま承継したものであり、解釈上も実務上もほとんど問題がない。

#### 五、債務違反にたいする責任

(a) 債務履行の強制およびその違反にたいする責任 旧民法の債権総則では、債務違反の場合における現物による履行についてひとつの場合だけが規定されていた(一九二二年民法典第120条)。すなわち特定物の引渡債務が履行されなかった場合、債権者は、訴訟上、当該の物の引渡を請求する権利を有するとされていたのであった。当該の物が、同種の権利を有する第三者にすでに引渡されていたときには、債務者にたいする引渡請求権の発生は先後

料が争われた。さらにこの旧法の規定は、物の利用を目的とする移転債務に関するものであり、所有権の移転の場合についてはふれていなかった。引渡請求権の発生の時期は、契約締結の先後によって決定され、売買契約にかんする規定により、第一の契約当事者と認められた者は、現実引渡を受けている者の善意悪意を問わずその返還を請求しうるものとされていた（一九二二年民法典第191条）。

新民法典第217条は、特定物に関する旧法の規定を承継してはいるが若干の変更を加え、かつ、より細かく規定したものである。まず第一に、利用のためばかりでなく所有および業務上の管理を目的とする引渡債務にまでその適用範囲を拡張し、当該の物が債務者の許に在る場合には、それをとりあげ、自己に引渡すことを請求する権利を債権者に認めた（第217条前段）。さらに第217条は、この請求権が、同種の権利を有する第三者に当該の物がすでに引渡されている場合には消滅する旨を規定している（同条中段）。ところで、前段に掲げられている所有権、業務管理権および利用権は、たしかに同種の権利ではない。そうだとすれば、ある債権者が物の利用のために現実の引渡を受け、しかも引渡前に他の債権者が当該の物について所有または業務管理を目的とする引渡契

約を締結した場合には、後者は訴訟上物の返還を請求し得るのか否か、そしてこの請求は認容されるべきなのか否かという疑問が発生する。所有権および業務管理権は、その性質上、利用権に比べてより強い権利であり、しかも別種の権利であるからこの請求は当然に認容されるべきであるといえよう。しかし、実際には、この請求が認容されるべき理由は全く存在しない。なぜならば、占有者が正当な利用権を保持するかぎりには、たとえ所有者であっても返還を請求することはゆるぎないからである。このように、新民法典では、ある債権者に対して、現実引渡がなされた後には、他の債権者はたとえ契約を先に締結しても、その返還をうける可能性を全く失うことになるのである。

新民法典第218条は債務者が一定の仕事を完成する債務を履行しない場合の債権者の権利について規定している。本条により債権者は、債務者の計算により自分で仕事をするかまたは第三者にそれを委託することができる。

債務違反の場合の損害およびその賠償については、新民法典は「基礎」第36条をそのまま承継している。第219条―第221条は以下のように要約することができる。(i) 損害は、全範囲にわたって賠償されなければならない（全額賠償の原則）(ii) 個々の種類の

債務について、ソビエト連邦およびロシア共和国の立法により、損害の全額におよばないかぎりで責任の制限をさだめることができる。(v) 当事者の合意により責任の範囲を制限することができる。ただし社会主義的機関相互間においては、当該の債務に対する責任の範囲が法律により正確に定められている場合はこのかぎりではない。(vi) 損害の賠償は、債務者を現物による債務の履行から免除するものではない。ただし社会主義的機関相互間における債務の発生事由となった計画課題が失効した場合はこのかぎりではない。

(b) 債務違反における責任要件としての帰責事由 「*prima*」新民法典第222条は、自己の債務に違反した(債務不履行または不完全履行)債務者にその責を負わしめうる場合として、帰責事由(故意または過失)の存在を要件としてあげている。一九三二年民法典第18条の規定は「債務者は、法律または契約により別段のさだめのない場合には、履行不能が避けるを得ない事情によって生じたことまたは債権者の故意もしくは過失によって生じたことを立証したときに、不履行につき責を免れ得る」というものであった。したがって、およそ債務違反の場合には、債務者の故意または過失の存在の推定が常にゆるさされていた。しかも債権者の故意

または過失の挙証責任が債務者に課せられていたためにさまざまの不都合が生じていた。その例としては、たとえば、使用貸借の場合があげられよう。借用物の返還時期或使用価値の減滅をめぐる紛争において、借主によって自己の絶対的な無過失の挙証がなされたにもかかわらず賠償金の支払いが裁判上確定するということが、しばしばおこった。新民法典第222条は、債務者に帰責事由がある場合にのみその責を問うことができ、債務者は自己の帰責事由の不存在を立証すれば足りるとして、この問題について立法的な解決を与えたものである。また、第222条は、第三者に債務を賦課した場合の債務者の責任について規定している。これは、原則として債務者に責が帰せられる趣旨のものであり(「基礎」第38条第2項参照)、前述の第11条との関連で注目されるべきであろう。履行者が直接に債務違反の責を負うべき若干の場合が法律によってさだめられている。たとえば「生産物納入規定」(第25節および第60節)および「商品納入規定」(第24節および第58節)により、ひとつの共和国を通過してある共和国から他の共和国へ納入された生産物または商品が不適当な品質であった場合には、債務違反の責任は、納入者ではなく生産物または商品が発送された地の梱包者に課せられる。

前述したように、債権者には債務者の履行についての協力義務が存在する（第188条）。これに違反して、債権者が債務違反により惹起された損害の範囲を拡大したりその縮少のための措置を採らなかつた場合について、債務者の責任をさだめたのが新民法典第224条である。この場合には、本条第1項により債務者の責任は縮減される。実務上は、両当事者の責任の程度を比較考量して債務者の賠償額がさだめられるが、この場合、平等主義が採られることが多い。総損害額の均等は債権者の負担とされるわけである。

(c) 履行遅滞およびその効果 新民法典第225条は、一九二二年民法典第225条を承継して、履行遅滞についての債務者の責任を規定している。本条に従って、債務者は、履行遅滞により惹起せしめられた債権者の損害を賠償する義務を負うばかりでなく遅滞後に偶発的に発生した履行不能についても責を負う。債務者に帰責事由のない遅滞の場合には第222条の原則によることは言うまでもない。また債権者は損害賠償と併せて現物による履行請求をなし得ることも当然である（新民法典第221条、第243条、第222条および第244条参照）。本条第2項により社会主義的機関相互間において、法律または契約によるさだめのない場合には、遅滞した履行でも受領を拒絶することができないとされていることは注意され

なければならぬ。

さきにふれたように、新民法典第176条によりソビエト社会においては、特に法律によるさだめのある場合を除いて金銭債務についての利息加算は禁止されている。新民法典第226条は、金銭債務の履行を遅延した債務者にたいして請求し得る利息の限度を3%とさだめた。同条第2項により社会主義的機関相互の金銭債務の遅延の場合の日歩計算による利息は、立法によりさだめられる。現在では、ソビエト連邦関係会議の決定により、遅延総額の0.01%となっている。

新民法典第227条は、一九二二年民法典第122条にしたがって債権者遅滞の効果を規定している。

債権者は、(i) 債務の本旨にしたがって債務者により提供された履行を拒絶した場合、および、(ii) 債務者の履行にとって不可欠な前提となるべき行為をなさなかつた場合に遅滞したものとみなされる。生産物納入規定第3部第25節の規定により受領のための手続をとるように通知された受納者が、さだめられた期間内に受領準備を整えなかつた場合や、資金建設契約に際して、一九五五年八月二十四日ソビエト連邦関係会議令による受領期間のさだめに違反した債権者などが前者の例である。また後者の例として

は、資金建設契約規定第六節のさだめる注文者の行為をなさない債権者などがあげられる。

## 六、債務の消滅

(a) 債務消滅事由の体系 新民法典第20章(第228条―第236条)は債務の消滅に関するものである。一九二二年民法典は、その第129条の第1号―第5号において債務の消滅事由を列挙していた。この中には実務上非常に重要な意義を有する計画の変更による場合が含まれていなかった。新民法典は本章においてその不備を補わない、かつ、債務の消滅事由を体系化している。

債務は履行(第228条)、相殺(第229条)、更改(第233条)、計画行為の変更(第234条)、履行不能(第235条)および当事者たる市民の死亡または法人の解散(第236条)により消滅する。これらのうち、特に注目すべきものは以下の諸点である。

(b) 履行 債務の本旨に従って履行がなされた場合には債務は消滅する(第228条第1項、一九二二年民法典第129条a)。第228条は第2項および第3項において、債務を受領した債権者による受領証の交付義務および借用証の返還義務につき詳細に規定している。本条第2項および第3項の義務の不履行は、債務者に履行を差控える権利を発生せしめ、債権者は遅滞したものとみなされる

(本条第4項)。

(c) 計画の変更 社会主義的機関相互間の債務は、債務の発生事由である計画行為が、当事者双方にとって拘束力ある命令により変更された場合には、消滅または変更せしめられる(第234条)。この命令は、両当事者が行政上従属関係にたつ機関または計画上の権限を有する機関により発せられる。ただし、実際には、両当事者のいずれか一方のみが拘束される上級機関の命令によって計画行為が変更されることが多い。この場合には、債務は、なお、その効力を有するのであり、債務不履行の責任はこれに関する民事上の一般原則(第211条―第217条)によって処理されることになる。

債務の消滅または変更は、当事者たる両機関によって一定の手続により形式化されなければならない。この手続は個々の種類の契約について、相当する立法によりさだめられる。たとえば機械化課題による生産物の納入に関する規定第20節にしたがい、指令(生産物納入命令書)にもとづいて締結した契約の変更は、指令の変更手続と同様に両当事者の署名によってなされなければならない。

なお、社会主義的機関相互間の債務の更改による消滅は、計画行為に違反しなかりにおいてのみゆるされる(第233条第2

料  
項)。

資

(b) 履行不能 債務者の責に帰すべからざる履行不能によって債務は消滅する(第235条)。この規定は一九二二年民法典第129条のAを承継したものである。本条には、債務消滅の効果は規定されていらない(一九二二年民法典第144条参照)。これについては、不当利得にかんする新民法典第473条が適用されるべきである。

(e) 市民の死亡または法人の解散 履行されるべき債務が債務者または債権者に一身専属的な性質を有する場合には、債務者または債権者の死亡により当該の債務は消滅する(新民法典第236条第1項および第2項)。また債務者または債権者たる法人の解散の場合も同様である(同条第3項)。解散した法人の債務の履行が他の法人に課せられ得る場合は、ソビエト連邦またはロシア共和国の立法によりさだめられる(同条第4項)。